

## WAKWAK ドコモ光 利用規程

※平成 29 年 6 月 1 日に「ドコモ光 (WAKWAK)」は「WAKWAK ドコモ光」にサービス名称を変更しました。サービス内容、料金等に変更はありません。

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下、当社といいます)は、当社が株式会社 NTT ドコモ(以下、NTT ドコモといいます)の提供する「ドコモ光」の利用を条件として提供する「WAKWAK ドコモ光」(以下、本サービスといいます)について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者(以下、契約者といいます)に対し、以下のように利用規程(以下、本規程といいます)を定めます。

(本規程の範囲等)

第 1 条 本規程は、契約者と当社の間における当社の提供するインターネット接続サービス WAKWAK における本サービスのご利用に係る条件について適用します。契約者は、本規程を誠実に遵守していただきます。

2. 本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約(以下、WAKWAK 利用規約といいます)に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規程が異なる場合には、本規程が優先されます。

3. 「ドコモ光」については、NTT ドコモの定める IP 通信網サービス契約約款が適用されます。契約者は本規程および NTT ドコモの定める IP 通信網サービス契約約款を、WAKWAK 利用規約とともに遵守していただきます。

(契約単位)

第 2 条 当社は「ドコモ光」1 契約に対し、本サービス 1 契約を締結します。

2. 本サービスの契約者と「ドコモ光」の契約者名義が異なる場合、本サービスの契約者は、本サービスに係る契約が「ドコモ光」において利用できる契約となることについて、「ドコモ光」の契約者に対しあらかじめ承諾するものとします。

(本サービスの内容)

第 3 条 本サービスに対応する「ドコモ光」のサービスタイプは以下のとおりです。

(1)ドコモ光戸建タイプ B

(2)ドコモ光マンションタイプ B

2. 本サービスの利用料金については NTT ドコモが定めるものとします。

3. 本サービスの対応オプションサービスの詳細および月額利用料金は、WAKWAK 利用規約別紙に定めるとおりです。

(契約の申し込み)

第 4 条 本サービスの利用を希望する者(以下、申込者といいます)は、あらかじめ WAKWAK 利用規約および本規程(以下、あわせて本規程等といいます)、および NTT ドコモの IP 通信網サービス契約約款に同意し、かつ、当社が指定する所定の手続きに従って申し込み手続きを行っていただきます。その際、当社は公的機関の発行する身分証明書等の提示を求めることがあります。

(適用の条件)

第 5 条 本サービスは第 3 条第 1 項に規定するサービスタイプの「ドコモ光」の契約が必要です。「ドコモ光」が第 3 条第 1 項に規定のないサービスタイプであるときには、本サービスは提供できません。

2. 「ドコモ光」の契約者が、「ドコモ光」利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等に該当するときには、本サービスは提供できません。

(申込の承諾)

第 6 条 当社は、WAKWAK 利用規約第 7 条の規定にかかわらず、申込者が以下の各号に該当する場合、本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込者が、第 3 条第 1 項に規定するサービスタイプの「ドコモ光」の契約者でない場合

(2) その他、業務の遂行上著しい支障があるとき

(通信品質)

第 7 条 当社は、契約者と NTT ドコモとの間の「ドコモ光」の契約について、「ドコモ光」により行う通信の品質をはじめ、何ら保証するものではありません。

2. 申込者、契約者は、「ドコモ光」に関する問い合わせは、NTT ドコモに対して行います。ただし、当社も、回答可能な範囲において誠意をもって回答します。

3. 契約者は、契約者と NTT ドコモとの間で紛争が生じた場合は、当該紛争が当社の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、その両当事者間で解決し、当社は責任の一切を負いません。

(サービスコースの利用開始)

第 8 条 WAKWAK 利用規約第 7 条第 1 項ないし第 3 項の規定にかかわらず、本サービスのサービス提供開始日は「ドコモ光」のサービス開始日とします。

(サービスコースの変更)

第 9 条 WAKWAK の本サービス以外の接続サービスコースから本サービスへコース変更を希望する契約者、および本サービスから WAKWAK の本サービス以外の他の接続サービスコースへコース変更を希望する契約者は、当社が指定する所定の手続きに従って申し込み手続きを行っていただきます。

接続サービスコースの変更の成立条件は、WAKWAK 利用規約第 7 条および本規程第 6 条の規定に準じます。

2. WAKWAK の本サービス以外の接続サービスコースから本サービスへコース変更する場合、本サービス以外の接続サービスコースにて適用中のキャンペーン・特典(以下「キャンペーン」という)はコース変更を行った日の属する月の月末にて適用を終了します。

3. WAKWAK の本サービス以外の接続サービスコースで適用中、または適用が完了したキャンペーンに設定されている最低利用期間は、本サービスへコース変更した日の属する月の月末にて終了し、解約金を免除します。

(契約者による解約)

第 10 条 契約者が本サービスの解約を希望する場合には、NTT ドコモが定める方法により、契約者から NTT ドコモへ届け出るものとします。

(当社が行う契約の解約)

第 11 条 本サービス利用期間中において、本サービスとあわせて提供する「ドコモ光」の契約が解約された場合、当社所定の手続きに従って、本サービスのコース変更または解約を選択していただきます。

2. 解約時までの本サービス利用により発生した全ての債務は解約後といえども存続し、契約者は、当社および NTT ドコモに対し、その債務の履行義務を負います。

(料金の支払)

第 12 条 契約者は、本サービスの月額基本料金に係る債権を、当社が NTT ドコモに譲渡すること、および NTT ドコモが本サービスの月額基本料金を「ドコモ光」の基本使用料に合算して「ドコモ光」の契約者に請求することについてあらかじめ同意するものとします。

2. 契約者は、当社が NTT ドコモに譲渡する本サービスの月額基本料金に係る債権および NTT ドコモが有する「ドコモ光」の提供に係る料金等の債権に対し、NTT ドコモが定める第三者に譲渡することについてあらかじめ同意するものとします。

3. 本条第 1 項の規定にかかわらず、以下に定める料金については、NTT ドコモへの債権譲渡の対象外となり、当社より契約者へ請求します。

WAKWAK 利用規約別紙 1 に規定されたオプションサービスの月額利用料金

4. 前項の規定により、当社が請求したオプションサービスの料金等について、契約者が、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、WAKWAK 利用規約第 26 条第 1 項の定めに従って契約者資格を中断または取り消すことができるものとします。

(料金の免除)

第 13 条 当社および NTT ドコモは、契約者の責めによらない事由により、「ドコモ光」または本サービスを契約者が全く利用できない状態にあることを当社または NTT ドコモが知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、NTT ドコモの定める IP 通信網サービス契約約款に従って本サービスの利用料金の支払を免除します。

2. 前項により免除することとされた本サービスの利用料金がすでに支払われているときは、その料金を返還することとし、契約者は NTT ドコモより「ドコモ光」の契約者に対して返還することについてあらかじめ承諾するものとします。

(契約者情報の取り扱い)

第 14 条 契約者は、本サービスの提供を目的として、当社と NTT ドコモとの間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することについてあらかじめ同意します。

(1) 本サービスおよび「ドコモ光」の申し込み手続の処理状況

(2) 本サービスおよび「ドコモ光」の契約の変更にかかる事実

(3) WAKWAK および本サービスの契約内容

(4) 契約者からの問合せ内容

(5) 契約者の利用料金等支払状況

(サービスの変更・廃止)

第 15 条 当社は、相応なる予告期間をもって、当社所定の方法(ホームページ上の掲示を含みます。)により契約者に通知することにより、本規程、本サービスの内容の変更または廃止することができるものとします。

2. 当社は、前項による本規程、本サービスの内容の変更または廃止については、当社の故意または重大なる過失に基づく場合を除いて、契約者に対し、一切責任を負いません。

\* 本規程に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

本規程は 2015 年 6 月 3 日より実施します。

2022 年 7 月 1 日一部改定

NTT ドコモの IP 通信網サービス契約約款は、以下のページでご確認いただけます。

<https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/agreement/index.html>